

第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで（無償増資等及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定）、第2項（資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準）、法第72条の22（特定内国法人等の資本金等の額の算定）、課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項から第7項まで若しくは地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下平成28年改正法といいます。）附則第5条第14項）又は政令第20条の2の25（非課税事業をあわせて行う法人等の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第2号の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第3号の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告にあつては、法人番号（13桁）を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄 （③及び④、⑭及び⑮、⑰から⑳までの欄）	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は法第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。	
3「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業をあわせて行う内国法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の⑭の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは、第2項又は課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 ⑮又は⑯の欄の金額	収入金額課税事業をあわせて行う内国法人又は同法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで、課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下5まで同じです。）。)
4「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
5「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」及び「期末の総従業者数④」	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）にあつては、③の欄には収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合 (ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合 (ハ) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合	(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人としします。
6「月数あん分後の資本金等の額⑤」	次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。	特定内国法人若しくは非課税事業をあわせて行う内

	(1) 特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び平成28年改正法附則第5条第14項）の規定の適用を受ける法人	国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び平成28年改正法附則第5条第14項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下11まで同じです。）。
7「外国の事業に係る控除額⑧」	(1) 第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額から第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2⑪の各欄の金額がともに零を超える金額であって、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額で除して計算した金額を記載します。 (2) (1)以外の法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2⑫の欄の人数で除して計算した金額を記載します。 (3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8「非課税事業に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
9「課税標準の特例に係る控除額⑪」	特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人であって、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が、⑩の欄の金額を記載します。	
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する内国法人は記載する必要はありません。
11「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」	(1) 収入金額課税事業をあわせて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑮の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限ります。以下その他の事業といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合 (ロ) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業の事業を開始した場合 (ハ) 非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合	(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
12「資本金等の額⑯」	法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の④の欄の金額を記載します。	法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が記載します（以下14まで同じです。）。
13「法第72条の21第1項第1号に係る加算⑰」	法第72条の21第1項第1号の適用を受ける法人が記載します。	

14「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除⑮」	次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額 (2) 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額	
15「資本金の額⑯」及び「資本準備金の額⑰」	第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の⑯の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	
16「資本金の額⑱」	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の⑱の欄の金額を記載します。	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（17において同じです。）。
17「法附則第9条第1項に係る額⑲」	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。	
18「月数あん分後の資本金等の額⑳」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人 ㉑の欄の金額から㉒の欄の金額を控除した金額	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下21まで同じです。）。
19「課税標準の特例に係る控除割合㉒」	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第6項まで）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
20「未収金の帳簿価額㉓」	課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時点における建設事業未収金の帳簿価額を記載します。	
21「総資産価額㉔」	課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。	
22「平成28年改正法附則第5条第14項に係る額㉕」	平成28年改正法附則第5条第14項の適用を受ける法人が、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額を記載します。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 資本準備金の額から資本金の額を控除した金額 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金の額と資本準備金との合計額に4分の3の割合を乗じて得た金額 (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金の額と資本準備金との合計額に2分の1の割合を乗じて得た金額	1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。
23「課税標準の特例に係る控除額㉖」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
24「月数あん分後の資本金等の額㉗」	第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。	外国法人が記載します（以下27まで同じです。）。
25「外国の事業に係る控除額㉘」及び「非課税事業又は収入金額」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

課税事業に係る控除額㉔		
26「期末の総従業者数㉔」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
27「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数㉔」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉔」	次に掲げる場合に該当する場合には、㉔の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下「非課税事業等」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉔の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。 (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合 (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合 (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。